

水道料金の改定（素案）について

<目次>

1. 海田町の現状.....	1
1.1 収益的収支.....	1
1.2 企業債残高.....	3
1.3 他事業体との比較.....	4
1.4 まとめ.....	7
2. 財政計画.....	8
2.1 人口と給水量の設定.....	8
2.2 財政計画の条件設定.....	9
2.3 財政計画の結果の概要.....	9
2.3.1 現状の料金水準の場合.....	9
2.3.2 必要な料金水準を確保する場合.....	11
2.4 料金改定の概要.....	15
2.5 参考.....	16
2.5.1 県内事業体の水道料金.....	16
2.5.2 各ケースの試算結果.....	18

1. 海田町の現状

1.1 収益的収支

収益的収支の推移は以下のとおりです。近年では、老朽化の進行した国信浄水場の改修などの大規模な工事に多額の費用が必要となることから、令和3年2月に料金改定を行いました。損益は令和5年度に国信浄水場の改修工事の影響でマイナスとなり、令和6年度にかろうじて黒字になっています。

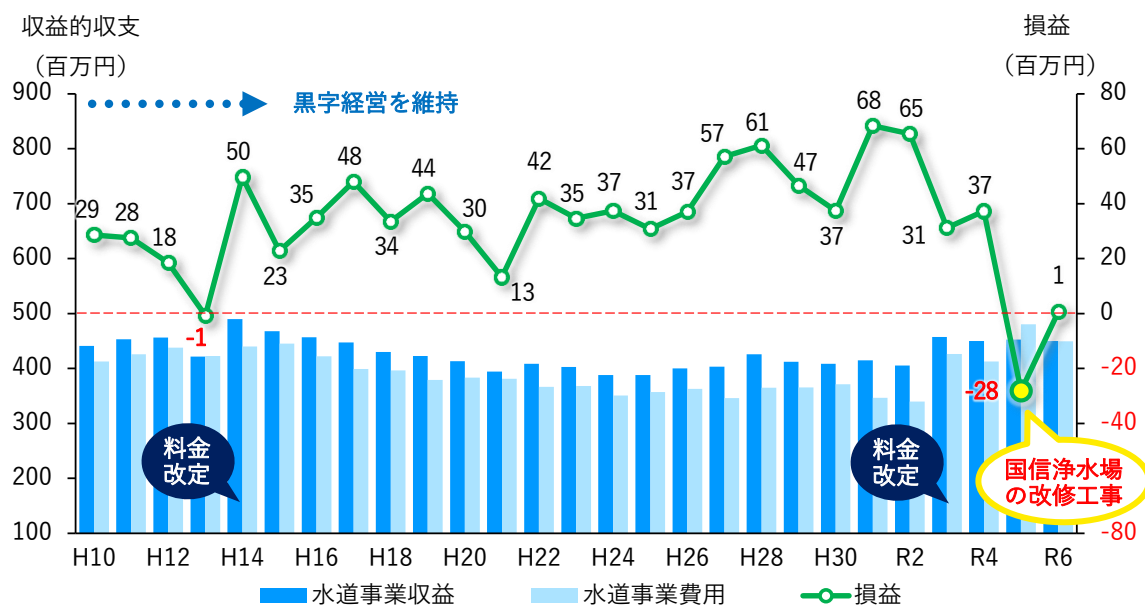


図 1-1 収益的収支と損益の推移

収益の面では、収益の大部分を占める給水収益は、平成14年度の料金改定で一旦は増加したものの減少傾向が続きました。その後、令和2年度に料金改定を行い収益の増加を図りましたが、節水機器の普及などにより、減少傾向が続いています。

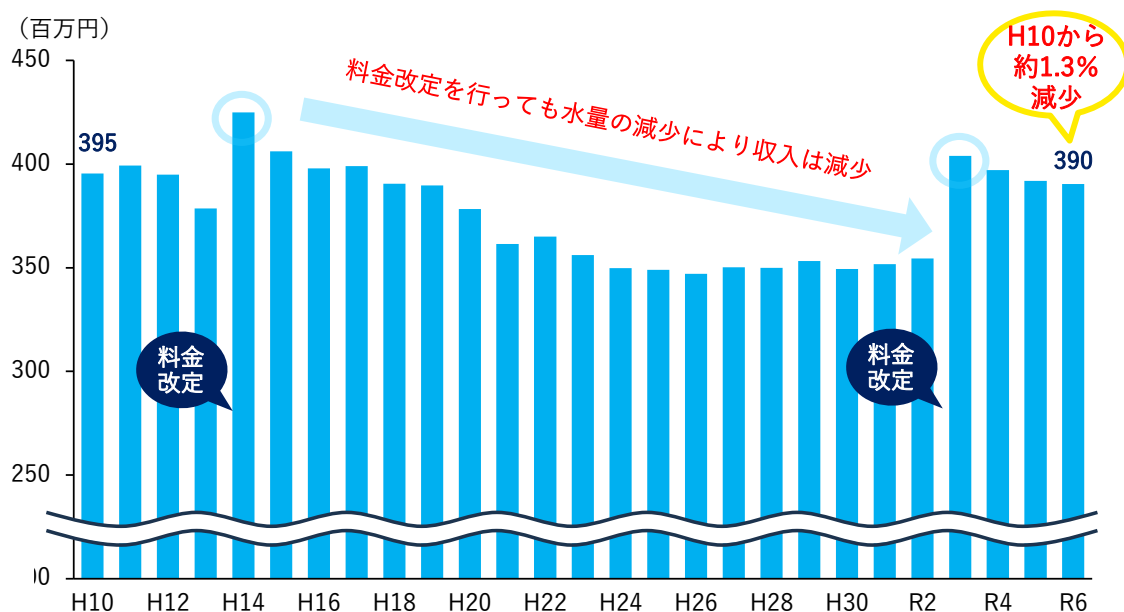


図 1-2 給水収益の推移

費用の推移は以下のとおりです。

【人件費】

- 平成10年度と比較すると下がっていますが、近年は施設の更新事業や災害時対応のための人員体制の強化に伴い増加傾向です。また、人件費のピークは、平成12年度の正職員15名（内3名が浄水場勤務）、臨時職員1名の計16名です。令和6年度の正職員は6名（内1名が出向者）で平成12年度から9名削減されています。会計年度任用職員は14名で合計20名です。人件費は減少しましたが、技術継承の問題が生じています。

【委託費】

- 水道メーターの検針委託費の上昇などにより増加しています。また、今後は安全で安定した体制の構築のため浄水場などの運転管理の外部委託も推進する必要があります。

【動力費】

- 電気代の上昇により、増加しています。

【修繕費】

- 年度ごとの修繕内容の違いにより増減はありますが、材料費や労務費の上昇に伴い、増加しています。

【受水費】

- 近年は、減少しましたが、令和3年度及び5年度は施設改修工事により受水量を増量したことで、増加となりました。

【減価償却費】

- 施設の工事費などを法定耐用年数に合わせて年度ごとに費用として配分するもので、現金の支出はないので、現金は企業内部に留保され更新工事に利用されます。今後も必要となる施設の改修工事や管路更新が増えることに伴い増加していきます。

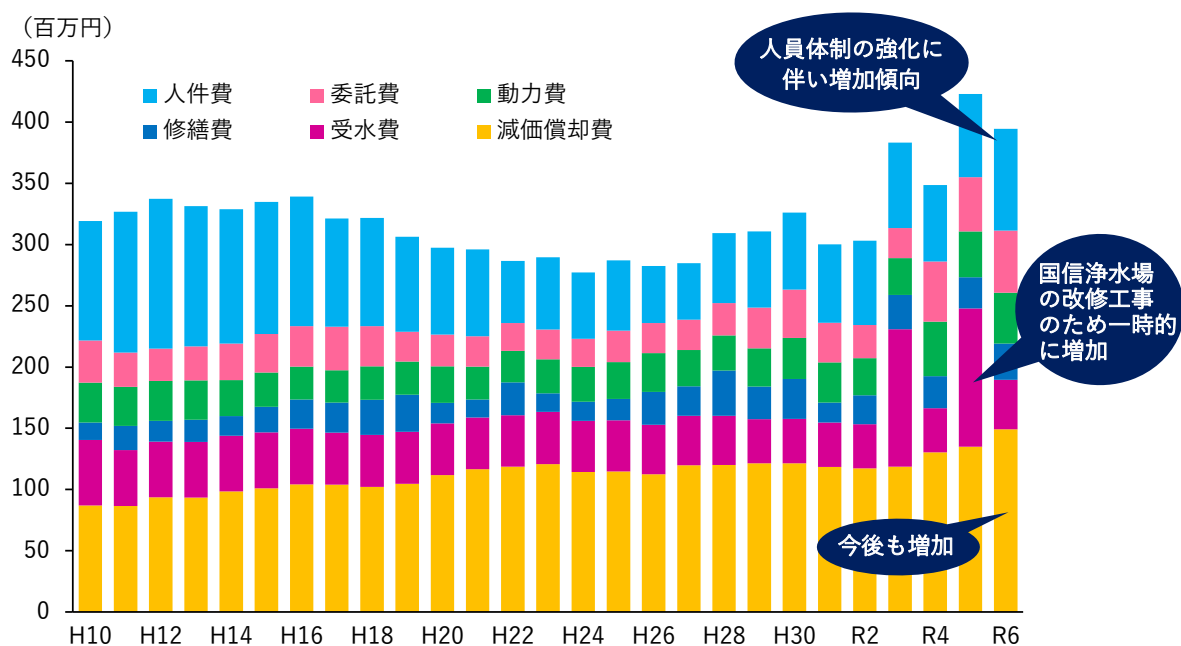


図 1-3 費用の推移

1.2 企業債残高

企業債は主に大規模な工事にあわせて借り入れるため、発行額は年度によりばらついています。企業債償還金は概ね横ばいで推移しています。企業債残高は、近年は増加傾向であり、令和6年度は1,080,815千円です。

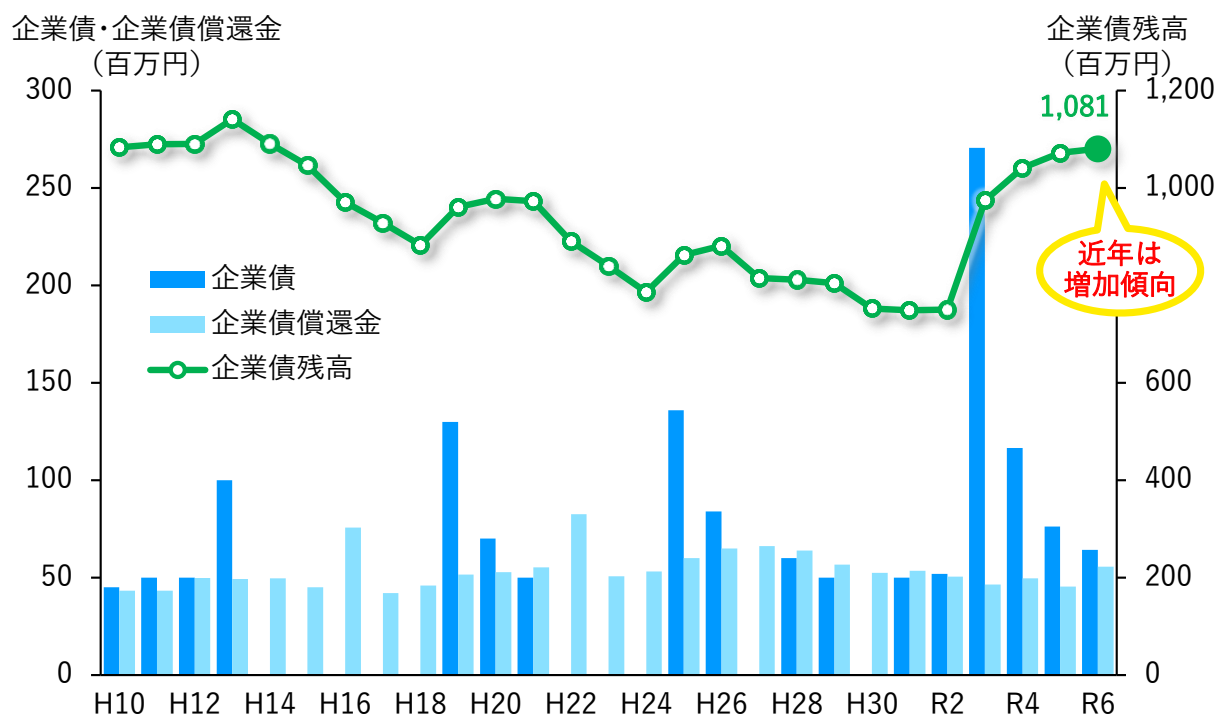


図 1-4 企業債残高の推移

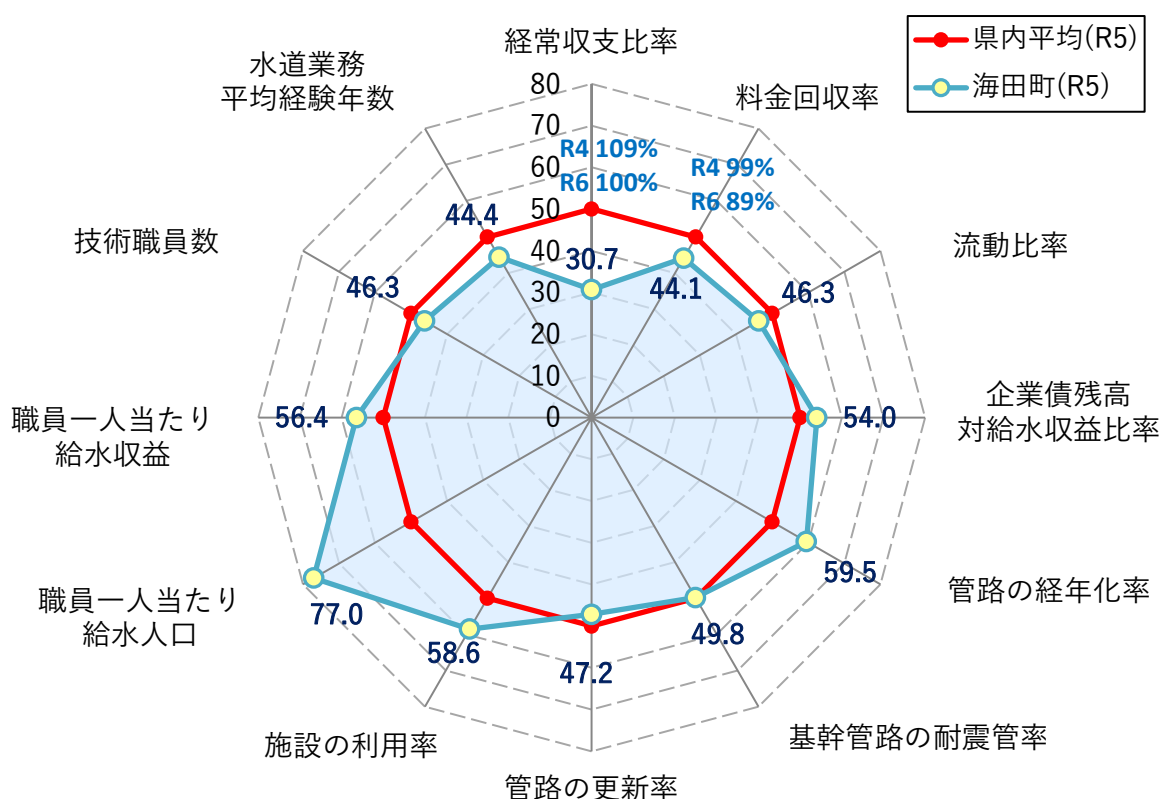
1.3 他事業体との比較

令和 5 年度における県内平均（広島県内の水道事業体の平均を 50 と仮定）と比較した海田町の偏差値を下図に示します。各指標は、望ましい向きが外側になるように補正しています。

経営の健全性を示す指標について、経常収支比率、料金回収率、流動比率は他事業体と比べて低い水準にあります。特に経常収支比率及び料金回収率の偏差値は低い水準ですが、これは、令和 5 年度に国信浄水場の改修工事を行い、用水受水を増量したことが影響しています。企業債残高対給水収益比率の偏差値は県内平均と比べてやや高い水準となっており、良好な値となっていますが、今後は、料金改定の実施を含めて、経営改善を図っていく必要があります。

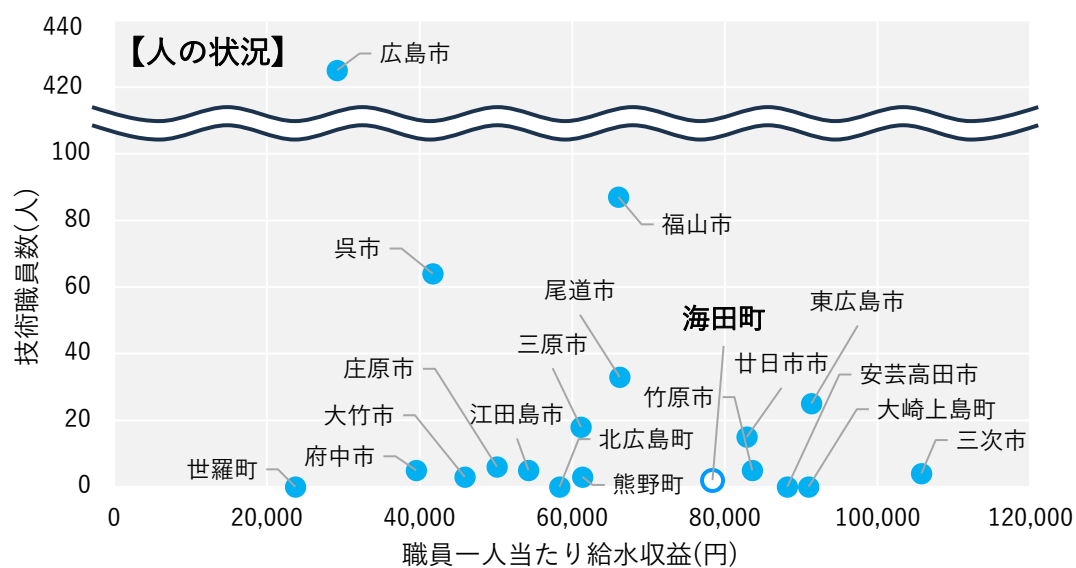
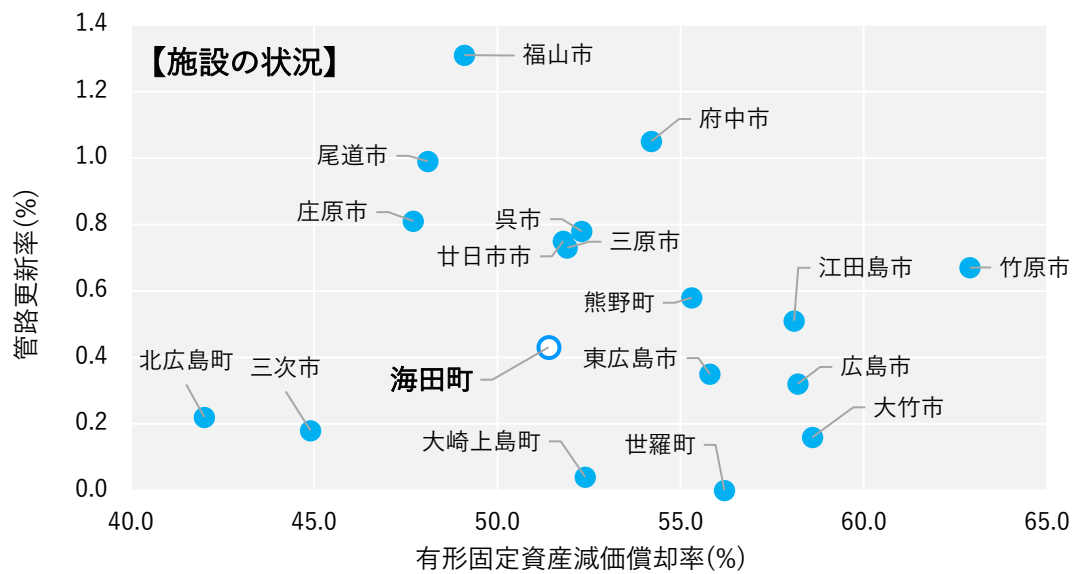
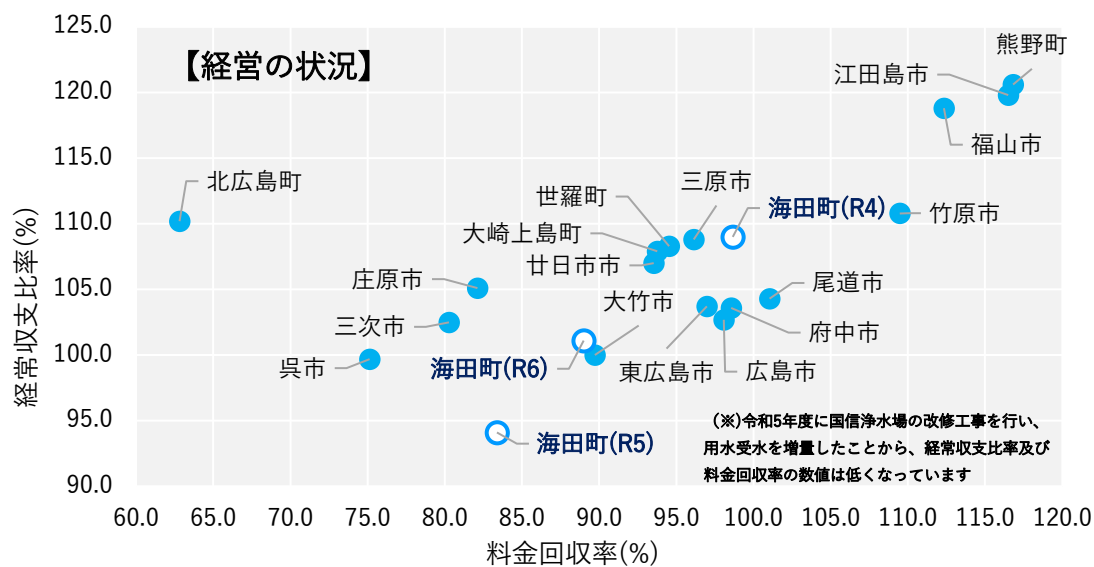
施設の状況については、管路の経年化率の偏差値は県内平均と比べて高い水準に（経年化した管路延長が少ない）あります。基幹管路の耐震管率の偏差値も他事業体と同程度の水準ですが、管路の更新率はやや低い水準にあり、今後は、計画的かつ効率的な管路更新を図っていく必要があります。

職員の状況については、職員一人当たり給水人口及び給水収益の偏差値が県内平均と比べて高い水準にあり、効率的な運営ができています。一方、技術職員数及び水道業務平均経験年数の偏差値は県内平均と比較してやや低い水準であり、職員一人当たりの負担が大きくなっている状況です。



出典：令和 5 年度広島県の水道の現況（一部、各事業体 HP）

図 1-5 経営状況の分析(R5 年度)



出典：令和5年度広島県の水道の現況（一部、各事業体 HP）

図 1-6 経営状況の分析(R5 年度)

表 1-1 用語一覧

用語	説明	令和5年度	
		海田町	県内平均
経常収支比率	給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。数値は100%以上であることが望ましいです。	94% R4(109%) R6(100%)	107%
料金回収率	給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標です。100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外に他の収入で賄われていることを意味します。	83% R4(99%) R6(89%)	93%
流動比率	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す指標です。100%以上であることが必要であり、100%を下回っていれば不良債務が発生している可能性が高いです。	236%	325%
企業債残高対給水収益比率	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。	274%	365%
有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示す指標です。	51%	52%
法定耐用年数超過管路率(経年化率)	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。数値は低い方が望ましいです。	17%	27%
基幹管路の耐震管率	基幹管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示すものであり、地震災害に対する基幹管路の安全性・信頼性を表す指標です。数値は高い方が望ましいです。	22%	23%
管路の更新率	当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。数値は高い方が望ましいです。	0.4%	0.5%
施設利用率	一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。数値は高い方が望ましいです。	66%	56%
職員一人当たり給水人口	職員一人当たりの生産性について、給水人口及び給水収益を基準として把握するための指標です。数値は高い方が望ましいです。	6,115人	2,891人
職員一人当たり給水収益	職員一人あたりの給水収益を示すもので、水道事業における生産性について給水収益を基準として把握するための指標です。数値は高い方が望ましいです。	78,372千円	64,139千円
技術職員数	技術職員数を示すもので、技術面での維持管理体制を表す指標です。数値は高い方が望ましいです。	2人	37人
水道業務平均経験年数	全職員の水道業務平均経験年数を表すもので、人的資源としての専門技術の蓄積度合いを表す指標です。数値は高い方が望ましいです。	9年	13年

出典：令和5年度広島県の水道の現況（一部、各事業体HP）

1.4 まとめ

海田町では、これまで、昭和 37 年に建設した蟹原浄水場や昭和 48 年に建設した国信浄水場を建て替えず維持修繕によって使用し続けてきたことや職員数を削減してきたことに加え、市街地が集約しているという地形的なメリットなどにより、水道料金を低い水準に抑えた中でも健全な経営を維持してきました。令和 3 年 2 月には、老朽化の進行した国信浄水場の改修等の大規模な工事に多額の費用が必要となることから料金改定を行いました。それでも料金は県内平均を大きく下回る水準に抑えています。

料金改定以降は給水収益が増加しましたが、節水機器の普及などにより給水収益は減少傾向が続いています。今後は表 1-2 に示す基幹管路の更新や施設の老朽化対策、災害等への対応力強化のための費用が増加します。加えて、近年は、電気代や材料費、労務費などが上昇しています。

このような状況のもとで、将来にわたって安定的に事業経営を継続していくため、事業運営や更新に係る費用等の財源について、次節において財政計画で検討します。

表 1-2 施設の更新計画

施設名	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年	令和 11年	令和 12年	令和 13年	令和 14年	令和 15年	令和 16年	令和 17年	合計額(千円)
国信浄水場 非常用発電機ほか											590,000
蟹原浄水場 緩速ろ過池砂入替ほか											450,000
砂走ポンプ所 取水ポンプほか										18,000	
増圧ポンプ所ほか 非常用発電機ほか										85,000	
管路更新 φ 250以上											1,169,100
管路更新 φ 200以下											650,000
合計											2,962,100

2. 財政計画

財政計画は、海田町の総合計画による人口推計に基づく有収水量の推計値と、令和6年度決算及び令和7年度予算を反映して作成しました。

2.1 人口と給水量の設定

有収水量推計結果は次のとおりです。給水人口は令和12年度までは微増傾向と推計されていますが、節水意識の高まりや節水型機器の普及等により一人当たり給水量が減少するため、有収水量は減少傾向になると見込みました。

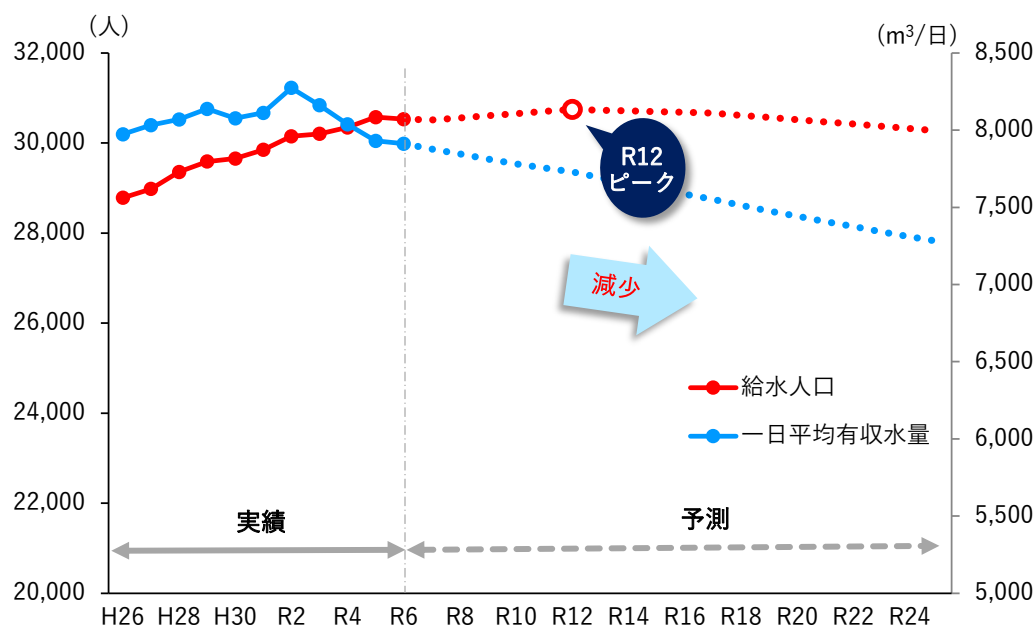


図 2-1 給水人口と有収水量の推移

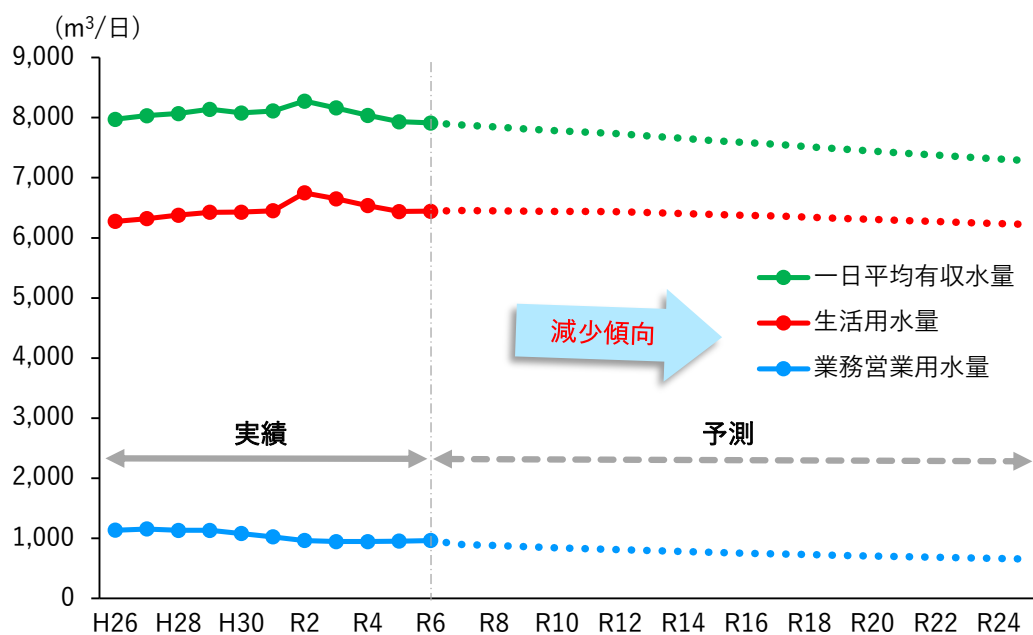


図 2-2 用途別水量の推計結果

2.2 財政計画の条件設定

将来の経常収支を推計するには、収益的収支における各科目や、資本的収支における企業債等の収入、建設改良費や企業債元金償還等の各科目を想定する必要があります。令和 8 年度以降の科目の算出は、令和 7 年度予算を基準にしながら行いました。各科目の推計に際して、有収水量、配水量から求められるものについては、令和 7 年度予算の単価と各項目の積により算出しました。

また、施設の維持管理や基幹管路の更新などの大規模な工事にかかる費用も見込みました。

なお、物価上昇及び賃金上昇に影響を受けるものは、物価上昇率及び賃金上昇率を考慮して算出しました。物価上昇率及び賃金上昇率は、「中長期の経済財政に関する試算」（令和 7 年 1 月 17 日経済財政諮問会議提出）（内閣府）をもとに設定しました。物価上昇率は 1.5%、賃金上昇率は 2.2%と設定しました。

2.3 財政計画の結果の概要

2.3.1 現状の料金水準の場合

現在の料金水準のまま推移した場合の結果は以下のとおりです。

令和 5 年度に単年度損益が赤字となり、令和 6 年度にかろうじて黒字になりましたが、以降は赤字に転落し損失額は増加していきます。また、資金残高（内部留保資金）は令和 8 年度末以降 2 億円を下回り、令和 10 年度以降はマイナスに転じ、事業継続が困難になります。

また、施設の更新を進めるために発生する資本的収支の不足額は、令和 8 年度から令和 17 年度までの間で約 23.3 億円となります。この不足額は収益的収支の損益の黒字部分と減価償却費 16.6 億円で賄う必要があります。しかし、令和 17 年度までの収益的収支の損益の合計は約 11.9 億円の不足であり、資本的収支の不足額を賄い事業を進めることはできません。この不足額（18.6 億円＝23.3－16.6＋11.9）は水道事業収益 45 億円に対して約 41%となります。

表 2-1 収益的収支の損益、資本的収支の不足額、資金残高（内部留保資金）

（単位：千円）

		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	計
収益的 収支	水道事業収益	452,539	452,878	451,281	450,810	450,379	450,585	448,799	448,054	447,400	447,848	4,500,573
	水道事業費用	526,406	533,385	545,115	552,281	569,730	580,168	581,837	592,322	600,841	611,623	5,693,708
	損益	-73,867	-80,507	-93,834	-101,471	-119,351	-129,583	-133,038	-144,268	-153,441	-163,775	-1,193,135
資本的 収支	資本的収入	133,000	137,200	111,200	118,600	111,800	112,600	113,400	111,400	113,000	113,000	1,175,200
	資本的支出	373,818	386,232	323,610	343,763	327,072	340,796	346,142	347,212	356,868	362,746	3,508,259
	資本的収支不足額	240,818	249,032	212,410	225,163	215,272	228,196	232,742	235,812	243,868	249,746	2,333,059
資金残高(内部留保資金)		163,117	669	-138,224	-294,169	-457,909	-640,286	-805,287	-959,555	-1,122,996	-1,296,771	-

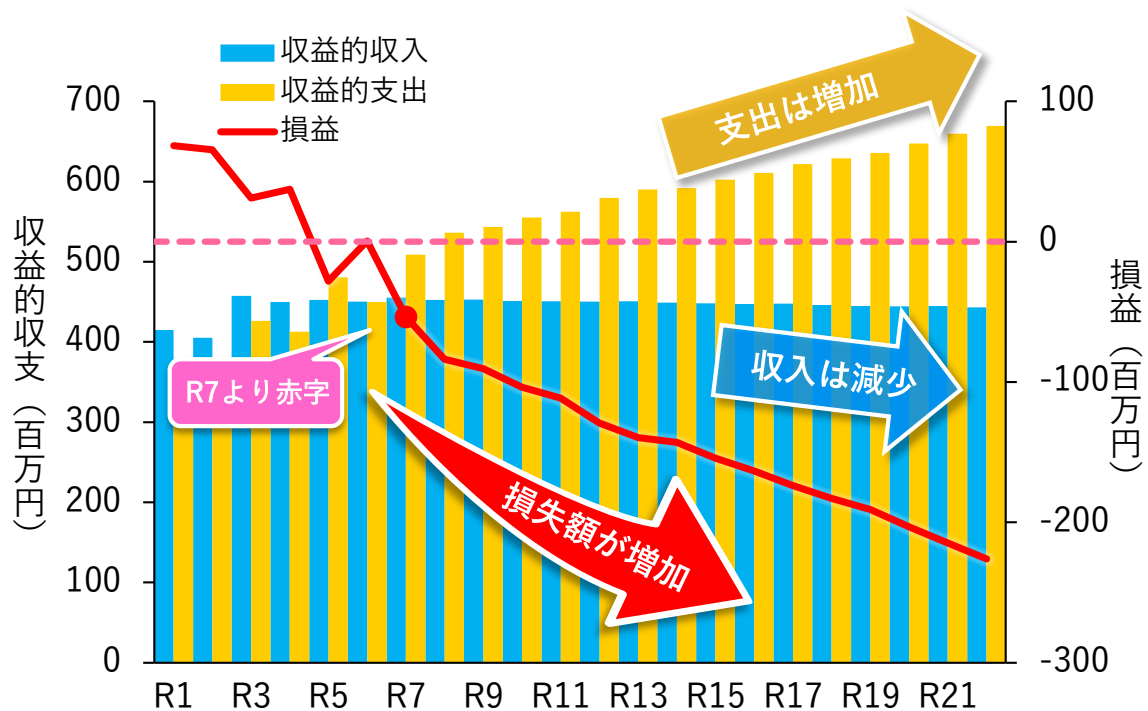


図 2-3 財政計画の結果概要 収益的収支

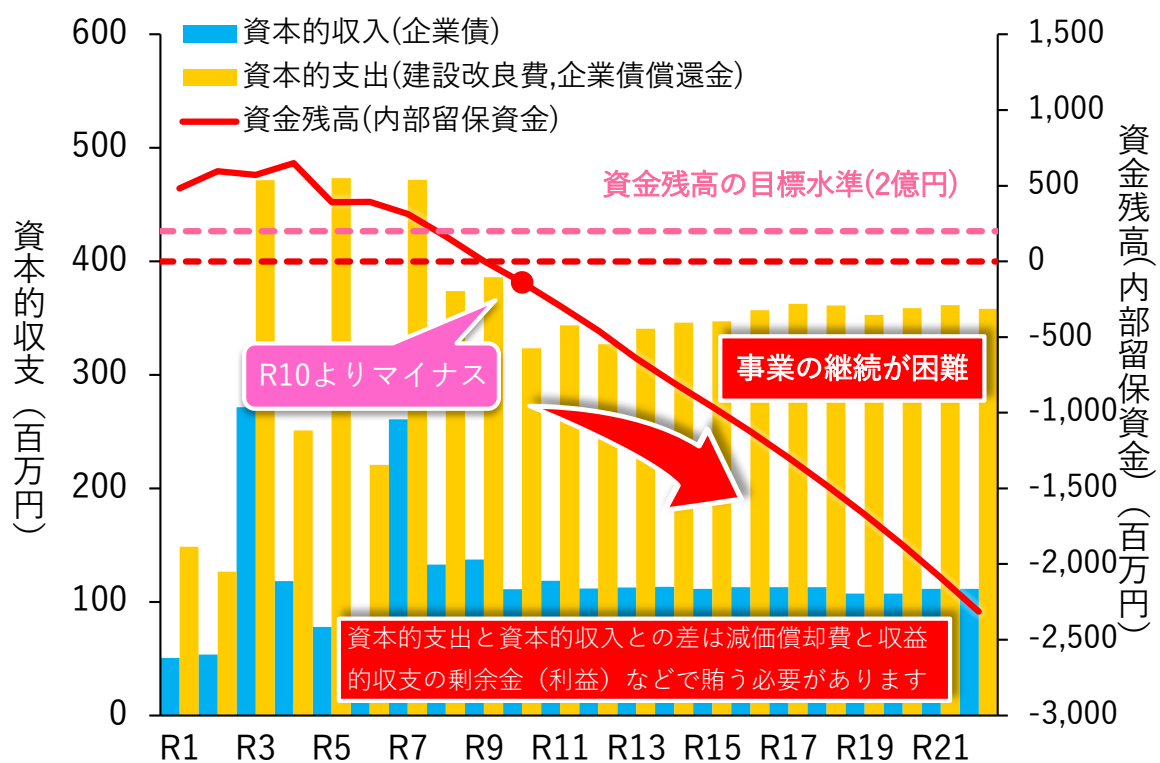


図 2-4.財政計画の結果概要 資本的収支と資金残高

2.3.2 必要な料金水準を確保する場合

費用不足を解消するための平均改定率は、前回改定時に設定した以下の条件を満たすように財政計画により試算します。料金改定期間は前回改定時に設定した 5 年サイクルとします。

- 資金残高は給水収益の半年分（約 2 億円）を下回らないこと。
（大規模災害等により給水収益が途絶し突発的な工事対応等の支出を要しても経営を維持できる水準として設定した。ただし、緊急時に最低限必要となる資金は実際の使用から料金収納までのタイムラグにより給水収益の 3～4 か月分の 1 億円程度とする）
- 企業債残高は給水収益の 3 年分（約 12 億円）を上回らないこと。
（本町の実績と、水道事業体の全国平均値をもとに目標として設定。）
- 料金改定後の収益的収支は黒字を原則とするが、一時的には赤字も許容する。

しかし、今後は基幹管路の更新といった大規模事業があり、この条件をそのまま適用すると下表のように令和 8 年度の改定率が 34%と著しく大きくなり料金（使用者負担）の期間的公平性が図られない面があります。

表 2-2 条件を満たす平均改定率(ケース1)

	R8	R13	R18
平均改定率	34%	11%	11%

表 2-3 損益・資金残高(内部留保資金)・企業債残高対給水収益比率(ケース1)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
損益(千円)	47,770	41,248	27,042	18,933	497	45,845	40,936	28,833
資金残高(内部留保資金)(千円)	312,874	265,254	234,561	226,544	214,757	205,928	209,851	210,764
企業債残高対給水収益比率(%)	249.4	260.9	268.5	279.1	290.4	265.4	270.4	275.1

	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
損益(千円)	18,763	7,883	57,744	48,719	35,489	23,120	10,136
資金残高(内部留保資金)(千円)	212,055	210,930	209,717	211,389	206,899	211,155	211,724
企業債残高対給水収益比率(%)	281.2	287.8	258.8	255.9	255.4	256.5	259.3

次に、企業債残高の条件を緩和して試算すると、令和 8 年度の料金改定率 25%で資金残高は 2 億円以上確保できます。収益的収支は令和 10 年度から基幹管路の更新が終わる令和 12 年度までの 3 年間は赤字になりますが、それ以外の年度は黒字化することができます。企業債残高と給水収益との比率は最も高い年で約 347%になりますが、地方公共団体（市町村の一般会計）における早期健全化判断基準である将来負担比率 350%は下回ることができます。

※将来負担比率：企業債残高対給水収益比率に性格に近い数値基準

表 2-4 企業債の条件を緩和した財政計画で試算した平均改定率(ケース2)

	R8	R13	R18
平均改定率	25%	19%	12%

表 2-5 損益・資金残高(内部留保資金)・企業債残高対給水収益比率(ケース2)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
損益(千円)	12,942	6,467	-8,117	-16,581	-35,292	44,206	39,207	27,031
資金残高(内部留保資金)(千円)	312,874	230,426	226,052	230,976	222,575	200,387	211,690	218,835
企業債残高対給水収益比率(%)	267.3	292.4	310.5	330.1	347.1	297.1	303.7	307.5

	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
損益(千円)	17,023	6,225	61,564	52,483	39,211	26,938	14,024
資金残高(内部留保資金)(千円)	212,052	201,565	202,182	210,605	211,677	209,263	202,794
企業債残高対給水収益比率(%)	312.4	319.6	285.7	283.2	281.1	280.5	283.6

さらに、資金残高と企業債残高の条件を緩和して試算すると、令和 8 年度の料金改定率 20%で資金残高は 1 億円以上確保でき事業は継続できますが、大規模災害時には事業継続が難しく、また、令和 18 年度まで赤字が続き健全な経営とは言えない状況が続きます。企業債残高と給水収益との比率は最も高い年で約 362%になります。令和 8 年度の改定率を低く抑えることは将来に負担を先送りすることになり将来世代の負担が大きくなり世代間の公平性が図れません。

表 2-6 企業債と資金残高(内部留保資金)の条件を緩和した財政計画で試算した平均改定率(ケース3)

	R8	R13	R18
平均改定率	20%	20%	18%

表 2-7 損益・資金残高(内部留保資金)・企業債残高対給水収益比率(ケース3)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
損益(千円)	-6,420	-13,459	-27,609	-35,760	-54,394	26,080	21,104	8,899
資金残高(内部留保資金)(千円)	312,874	270,064	215,264	176,596	147,307	105,173	110,396	110,436
企業債残高対給水収益比率(%)	291.2	310.7	324.4	344.4	361.9	309.5	318.3	328.8

	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
損益(千円)	-1,390	-12,397	72,899	63,902	50,720	38,577	25,613
資金残高(内部留保資金)(千円)	121,000	115,988	109,207	114,628	112,616	106,488	107,648
企業債残高対給水収益比率(%)	338.3	347.9	293.0	288.3	283.9	282.6	285.0

以上のことから令和 8 年度の平均改定率は 25%とすることが妥当であると考えられます。
改定後も海田町の口径 13mm、1 カ月当たり 20m³ 当たりの料金は県内で 5 番目に安価となっています。

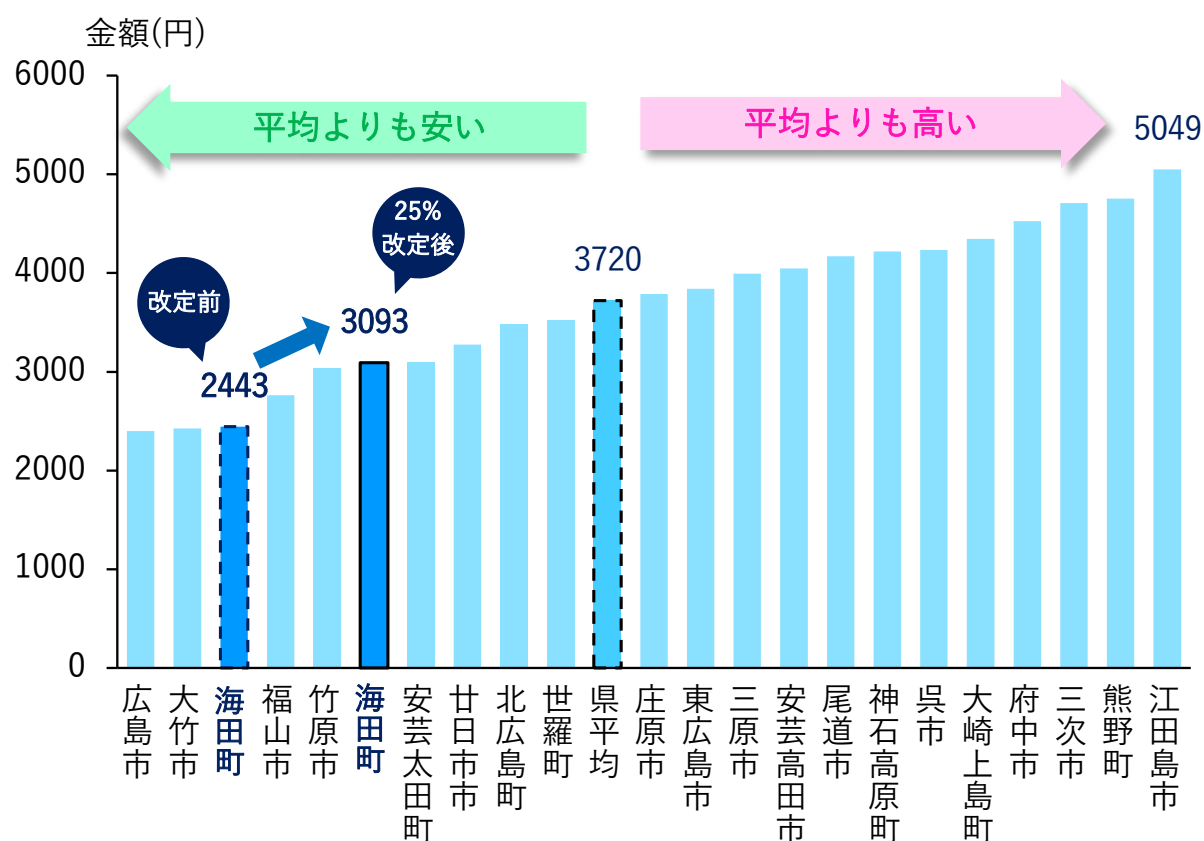


図 2-5 海田町の平均改定率を 25%とした場合の水道料金の比較

また、改定後の海田町の1 m³当たりの供給単価（平均単価）は県内で5番目に低い水準です。

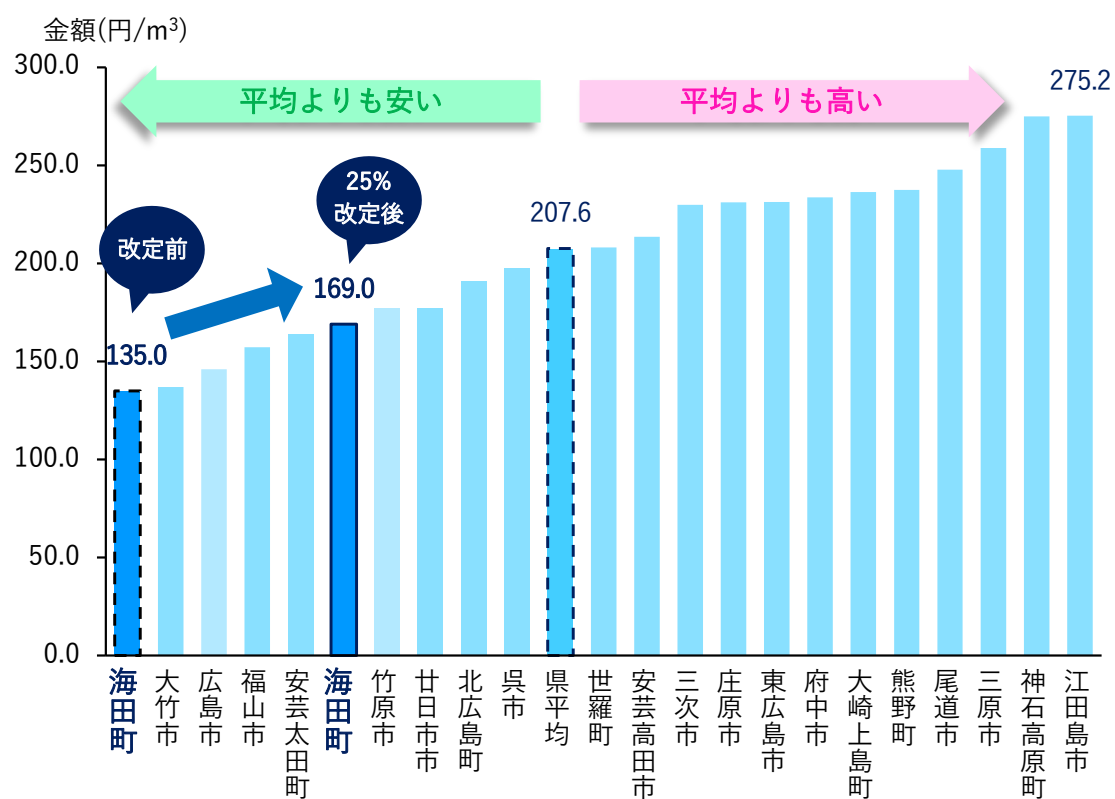


図 2-6 海田町の平均改定率を25%とした場合の供給単価(平均単価)の比較

2.4 料金改定の概要

前回の令和 2 年度の料金改定では、使用する用途や水量によって支払う料金に格差が生じ特定の使用者に負担が偏っている町の料金体系を見直し、負担の公平性等を考慮して策定された水道料金算定要領に基づく個別原価主義による料金体系に 10 回の料金改定で段階的に移行することとしました。今回の料金改定でもこの方針に基づき一律 25%の改定から料金格差を是正するように補正を行い、料金表を作成します。

料金改定前と料金改定後の料金比較を掲載します。一般用の改定率が業務用より高くなっています。これは、逓増度や用途別の料金格差が縮小されたためです。

表 2-8 下水道料金を含めた代表的な使用水量での料金比較

(円) (1カ月分・消費税10%込み)

	区分	一般用					業務用					
		独身単身者		夫婦2人	家族4人	家族6人	小規模事業所	学校	工場	スーパー	製造業	社会福祉施設
	メーター口径	13mm	13mm	13mm	20mm	25mm	50mm	75mm	50mm	50mm	75mm	40mm
	使用水量	5m ³	8m ³	15m ³	20m ³	30m ³	100m ³	200m ³	300m ³	500m ³	1000m ³	2000m ³
水道料金	改定前	806	842	1,700	2,535	4,186	21,921	49,210	74,501	127,081	259,530	520,291
	改定後	1,027	1,117	2,186	3,240	5,278	26,522	59,125	88,122	149,722	305,525	610,247
	改定額	221	275	486	705	1,092	4,601	9,915	13,621	22,641	45,995	89,956
	改定率	27.4%	32.7%	28.6%	27.8%	26.1%	21.0%	20.1%	18.3%	17.8%	17.7%	17.3%
下水道料金	改定なし	759	759	1,320	2,178	4,620	27,945	68,975	114,735	206,255	453,205	772,205
上下水道合計	改定前	1,565	1,601	3,020	4,713	8,806	49,866	118,185	189,236	333,336	712,735	1,292,496
	改定後	1,786	1,876	3,506	5,418	9,898	54,467	128,100	202,857	355,977	758,730	1,382,452
	改定率	14.1%	17.2%	16.1%	15.0%	12.4%	9.2%	8.4%	7.2%	6.8%	6.5%	7.0%

2.5 参考

2.5.1 県内事業体の水道料金

平成 26 年度における海田町の水道料金を県内の水道事業体と比較すると以下のとおりです。海田町の口径 13mm、1 カ月当たり 20m³ 当たりの料金は県内で最も安価となっています。

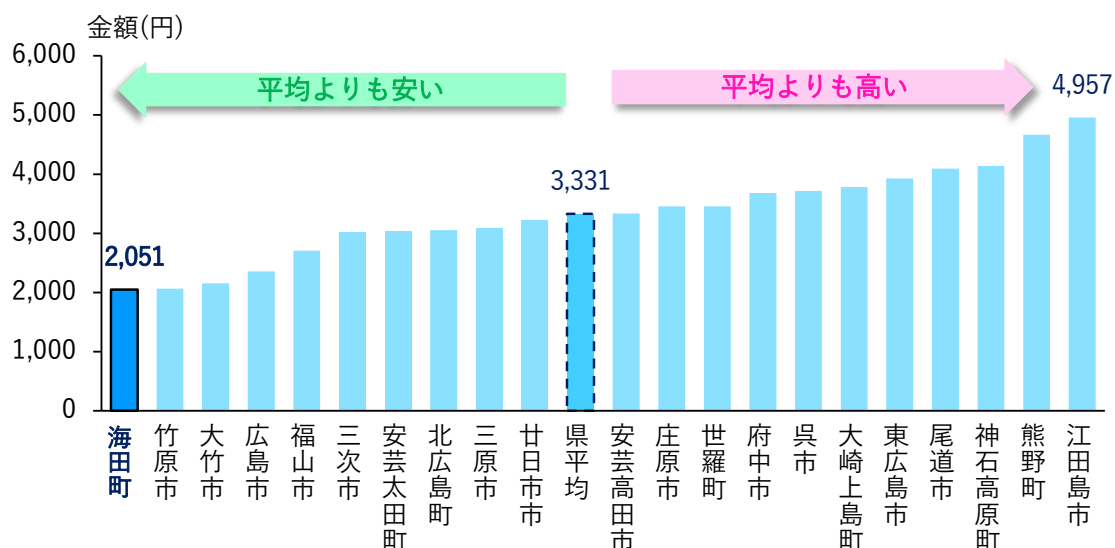


図 2-7 水道料金の比較(口径 13mm、1 カ月当たり 20m³ 当たり料金、平成 26 年度)

出典：平成 26 年度広島県の水道の現況

平成 26 年度以降、13 事業体が水道料金改定を実施しています。

表 2-9 水道料金改定の動向

事業体名	H26以降 改定実績有無	H26以降 改定回数	料金改定率		
広島市	×	—	—	—	—
呉市	○	3	10.7% (H26)	9.5% (R2)	6.6% (R6)
竹原市	○	1	29.0% (H28)	—	—
三原市	○	1	28.7% (H30)	—	—
尾道市	×	—	—	—	—
福山市	○	1	▲0.4% (H27)	—	—
府中市	○	1	20.0% (H29)	—	—
三次市	○	3	17.8% (H29)	15.0% (R4)	10.5% (R5)
庄原市	○	1	8.0% (H28)	—	—
大竹市	○	1	11.2% (R5)	—	—
東広島市	○	1	▲9.1% (R4)	—	—
廿日市市	×	—	—	—	—
安芸高田市	○	2	10.0% (H30)	9.9% (R5)	—
江田島市	×	—	—	—	—
海田町	○	1	15.0% (R2)	—	—
熊野町	×	—	—	—	—
北広島町	○	1	10.0% (H31)	—	—
世羅町	×	—	—	—	—
大崎上島町	○	1	6.6% (R4)	—	—
安芸太田町	×	—	—	—	—
神石高原町	×	—	—	—	—
—	○=13事業体	改定回数18回	—	—	—

令和 6 年 4 月 1 日現在の海田町の水道料金を県内の水道事業体と比較すると以下のとおりです。海田町の口径 13mm、1 カ月当たり 20m³ 当たりの料金は県内で 3 番目に安価となっています。

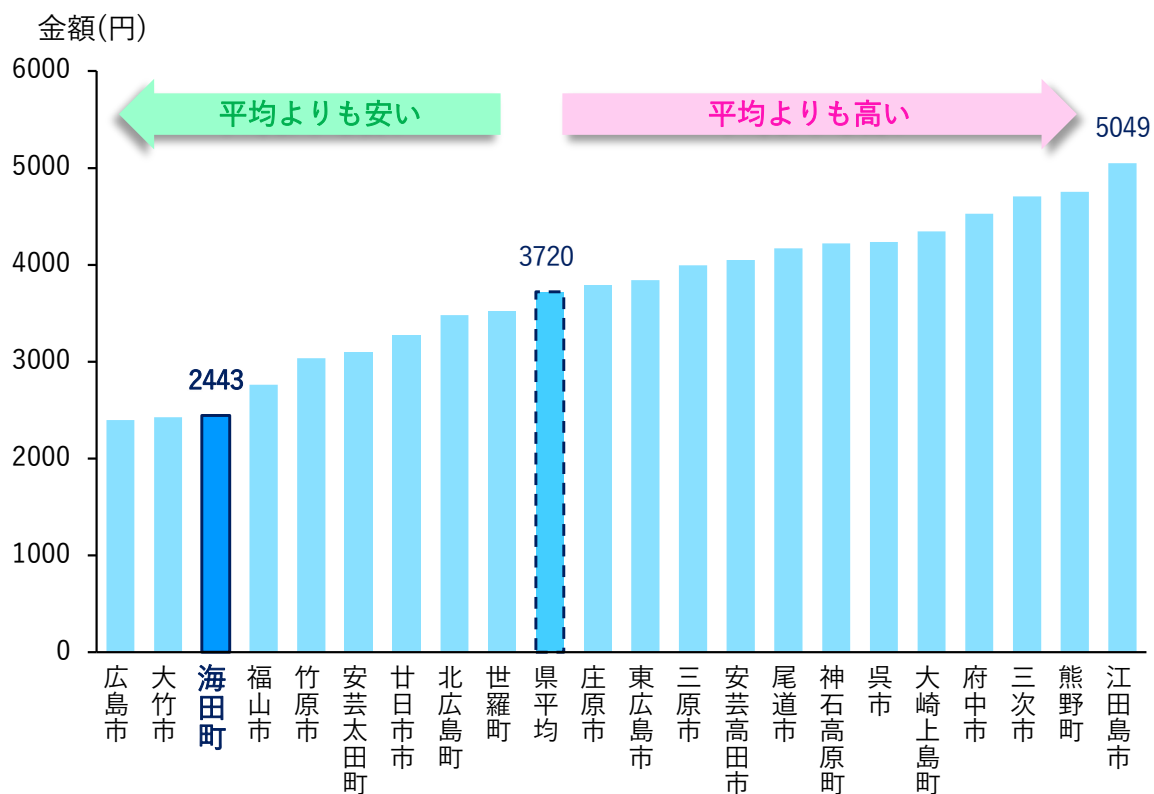


図 2-8 水道料金の比較(口径 13mm、1 カ月当たり 20m³ 当たり料金、令和 6 年 4 月 1 日現在)

出典：令和 5 年度広島県の水道の現況

2.5.2 各ケースの試算結果

